奈良県告示第三百三十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　名称　神野山東特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域　山添村内の県道神野山公園線と県道月瀬三ヶ谷線との交点を起点とし、同所から県道神野山公園線を北西進し、村道大塩～北野線に至り、同所から同村道を北西進し、主要地方道奈良名張線との交点に至り、同所から同主要地方道を東進し、南進し、県道月瀬三ヶ谷線との交点に至り、同所から同県道を南進し、起点に至る一円の区域（別紙第一図の表示区域）

三　存続期間　平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

一　名称　神野山西特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域　山添村内の県道助命下荻線と山添村道上深川～北野桃香野線との交点を起点とし、同所から同県道を西進し、県道北野吐山線との交点に至り、同所から同県道を北進し、主要地方道奈良名張線との交点に至り、同所から同主要地方道を東進し、山添村道上深川～北野桃香野線との交点に至り、同所から同村道を南進し、奈良市道上深川北野桃香野線に至り、同所から同市道を南進し、山添村道上深川～北野桃香野線に至り、同所から同村道を南進し、起点に至る一円の区域（別紙第一図の表示区域）

三　存続期間　平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

一　名称　中原特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域　五條市内の猿谷貯水池右岸と中原川との交点を起点とし、同所から同貯水池右岸を南進し、黒河川との交点に至り、同所から同川を西進し、五條市と吉野郡野迫川村との境界の交点に至り、同所から同境界を北進し、中原川に至り、同所から同川を東進し、起点に至る一円の区域（別紙第二図の表示区域）

三　存続期間　平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

別紙第一図

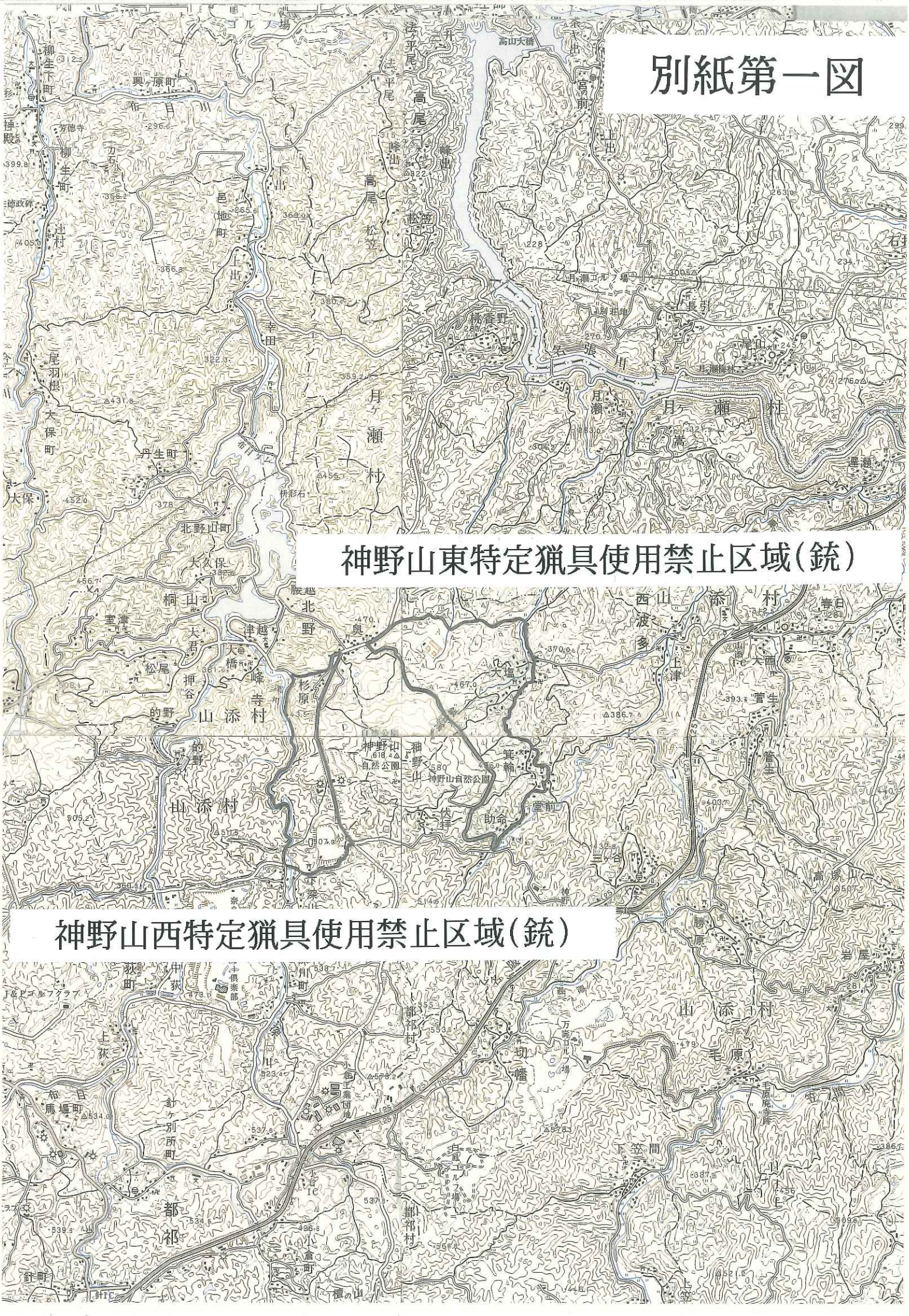

別紙第二図
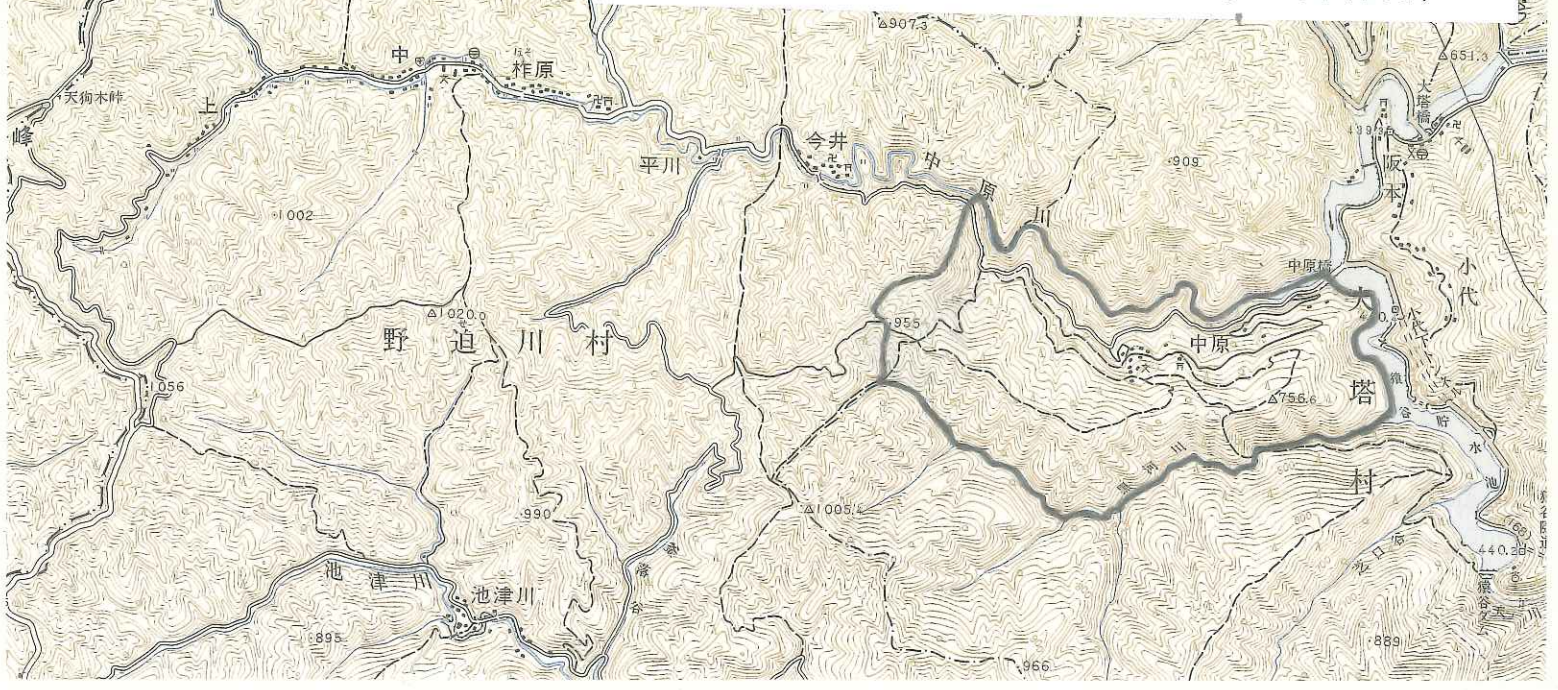
中原特定猟具使用禁止区域(銃)